

令和6年3月市議会定例会付議事項の主要内容(追加提出分)

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容	
3月25日提出分	1	議案第 45 号	高槻市市税条例中一部改正について	<令和6年3月市議会追加提出予定条例議案概要のとおり> (2 ページ参照)
	2	議案第 46 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る利用者負担に関する条例中一部改正について	
	3	議案第 47 号	包括外部監査契約の締結について	< 契 約 の 目 的 > 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 < 契 約 の 期 間 > 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで < 契 約 金 額 > 11,880千円を上限とする額 < 支 払 の 方 法 > 監査の結果に関する報告書受領後に一括払い < 契 約 の 相 手 方 > 公認会計士 石崎 一登
	4	議案第 48 号	損害賠償請求事件の和解について	消防救急デジタル無線設備購入(製造請負)契約(平成24年議決第66号)に関し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた5社及び契約相手方に対し、損害賠償請求を提起していた事件について、被告1社が、本市に対し、解決金の支払義務があることを認める内容等で和解を行う。

令和6年3月市議会追加提出予定条例議案概要

議案 番号	付 議 事 項	理 由 及 び 要 旨	備 考								
45	高槻市市税条例中一部改正について	「地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）」により、令和6年能登半島地震による災害の被災者の負担の軽減を図るため、当該災害によりその者の所有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の年度分の個人市民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとする。（附則第14条の4関係）	公布の日から施行し、令和6年2月21日から適用する。								
46	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る利用者負担に関する条例中一部改正について	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）」により、次に掲げる事業が地域生活支援事業として位置付けられたため、当該事業に係る利用者負担額を次のとおり定める。（別表関係）</p> <table border="1" data-bbox="633 767 1738 1010"> <thead> <tr> <th data-bbox="633 767 1503 810">区 分</th> <th data-bbox="1503 767 1738 810">負 担 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="633 810 1503 853">宿泊場所の一時的な提供を行う事業</td> <td data-bbox="1503 810 1738 853">無料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="633 853 1503 930">居宅における自立した日常生活又は社会生活等の体験の機会を提供する事業</td> <td data-bbox="1503 853 1738 930"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="633 930 1503 1010">地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業のうち市長が定めるもの</td> <td data-bbox="1503 930 1738 1010">市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	負 担 額	宿泊場所の一時的な提供を行う事業	無料	居宅における自立した日常生活又は社会生活等の体験の機会を提供する事業		地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業のうち市長が定めるもの	市長が定める額	令和6年4月1日から施行する。
区 分	負 担 額										
宿泊場所の一時的な提供を行う事業	無料										
居宅における自立した日常生活又は社会生活等の体験の機会を提供する事業											
地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業のうち市長が定めるもの	市長が定める額										